

# 一般社団法人富士市歯科医師会 定款

(平成25年4月3日現在)  
(令和6年7月1日規程の一部改正)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人富士市歯科医師会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県富士市伝法字杉ノ木 2850 番地 3 富士市歯科医師会館内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、歯科医学医術の進歩発達及び公衆衛生の普及向上を図り、予防医学の完成に努力し、市民及び会員の健康及び福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事業
- (2) 歯科医学に関する科学及び医術の進歩発達に関する事業
- (3) 歯科医学衛生の研究及び調査に関する事業
- (4) 歯科医学教育の研究及び整備に関する事業
- (5) 公衆衛生の普及並びに予防医学の研究及び指導に関する事業
- (6) 歯科医師の生涯研修に関する事業
- (7) 歯科医業経営の改善合理化に関する事業
- (8) 会員の福祉に関する事業
- (9) 会報その他の刊行物に関する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会の会員は、富士市内に就業所（診療に従事しない者については住所）を有する歯科医師で、本会の事業に賛同して入会したものとする。

2 会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) A 会員

総会で別に定める会費及び負担金等賦課徴収規程に定める会費、負担金等の減額を受けない者

(2) B 会員

総会で別に定める会費及び負担金等賦課徴収規程に定める会費、負担金等の減額を受ける者

(3) 終身会員

本会の会員として、総会で別に定める終身会員推薦処遇規程に定める本会通算在籍年数（社団法人富士市歯科医師会の会員であった期間を含む。）及び年齢を超えた者

- 3 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、診療に従事しない会員が富士市内に住所を有しなくなった場合でも、理事会の決議により会員とすることができる。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の A 会員又は B 会員になろうとする者は、住所、氏名、生年月日及び歯科医師資格取得年月日を記載した入会申込書及びに歯科医師免許証の写しを本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会員の権利）

- 第7条 会員は、その研究又は調査を本会へ報告し、発表することができる。当該報告又は発表に関しては、理事会で別に定める。
- 2 会員は、本会から発行する雑誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。
  - 3 会員は、本会の事業又は歯科医学医術に関し、本会へ意見を述べることができる。

（会員の義務）

- 第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。会費及び負担金の額及び支払方法については、総会で別に定める会費及び負担金賦課徴収規程による。
- 2 会員が疾病、災害その他の理由により、会費又は負担金の納付が困難な場合は、理事会の決議を経て、当該会費若しくは負担金等の徴収を猶予し、又は減免することができる。

（任意退会）

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会へ提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第5条に該当しなくなったとき。

(2) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(3) 総会員が同意したとき。

(4) 当該会員が死亡したとき。

2 会員が退会しても、支払った会費及び負担金の返還を受けることはできない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人・財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認

(2) 定款の変更

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 会員の除名

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年度6月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の5分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったときは、会長は請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面決議等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、決議については当該会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当日議長の指名した会員2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上17名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会長及び専務理事には、総会で定める総額の範囲内で、総会で別に定める役員報酬等支給規程に定める額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第28条 理事及び監事はその任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は総会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）

第29条 本会に顧問 5 名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、理事会に出席し意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

## 第 6 章 理事会

（構成）

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（招集）

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から理事会の招集の請求があったときは、会長は請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（決議）

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

## 第9章 解散

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 清算のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 事務局

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置くことができる。

2 事務局には、職員を置くことができる。

3 職員は、会長が任免する。

4 職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第12章 雑則

(委任)

第44条 本会の事業を実施するために必要な規則は、理事会で別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。